

物 件 明 細 書

| | | | |
|-------------|-------|-----------|------------|
| 売 却 区 分 番 号 | 太田7-6 | 見 積 価 額 | 金 130,000円 |
| | | 公 売 保 証 金 | 金 20,000円 |

財産の表示

1 所在 太田市成塚町
地番 857番1
地目 畑
地積 406m²

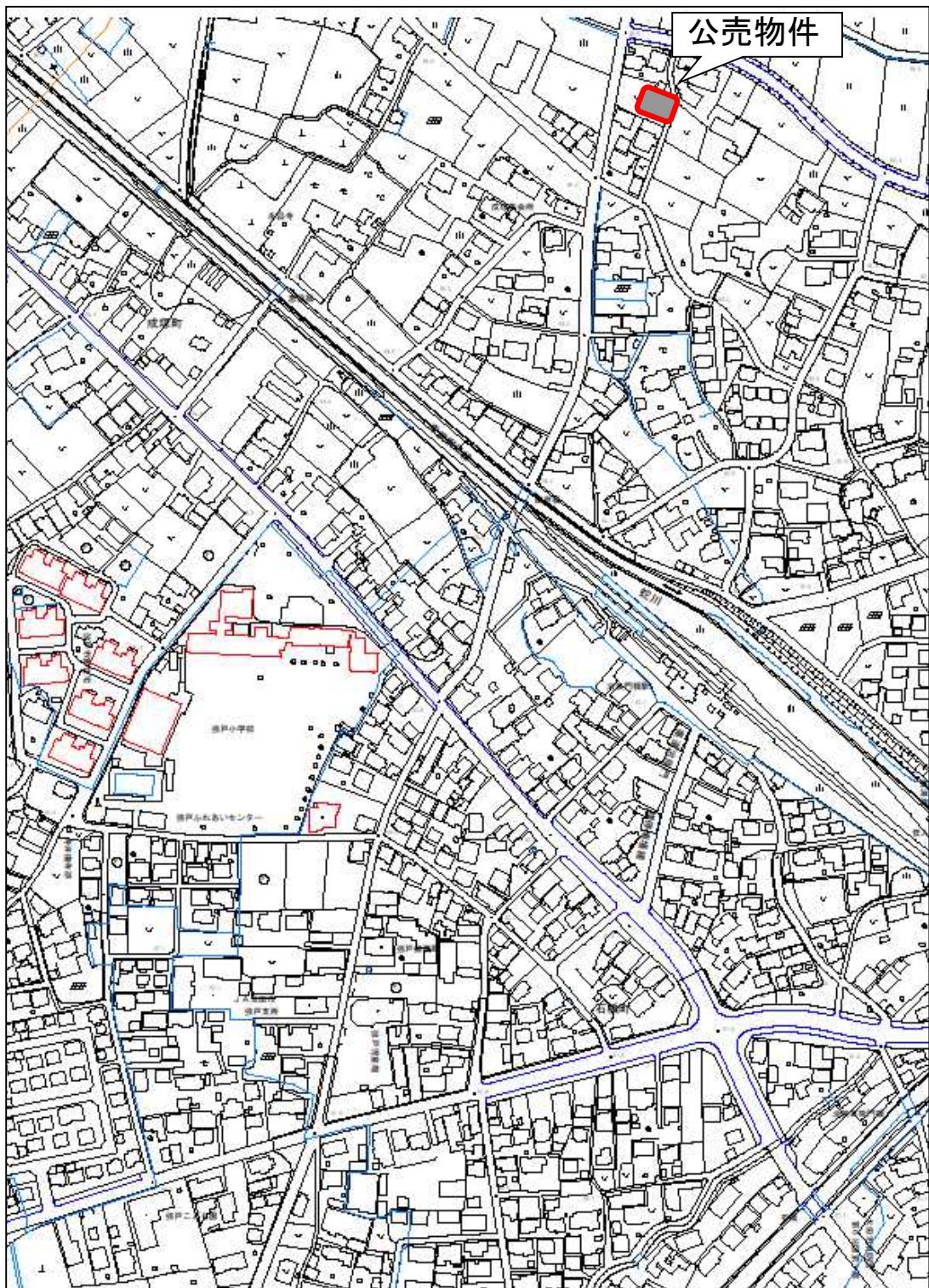
(以上登記簿の表示による)

| | |
|-------------|--|
| 物 件 の 位 置 | 東武桐生線「治良門橋」駅から北方へ約0.5km(道路距離) |
| 公 法 上 の 規 制 | 都市計画区分 市街化調整区域 |
| | 用途地域 用途地域指定なし |
| | 建ぺい率 70% |
| | 容積率 200% |
| 接 道 状 況 | 東側道路、幅員約3.5m舗装市道、太田成塚田中283号線に接道しています。 |
| 物 件 の 概 况 | 地 势 ほぼ平坦 |
| | 画 地 間口約17.0m・奥行約24.0m |
| | 形 状 ほぼ長方形 |
| 供 給 処 理 施 設 | 上水道 あり ※上水道引き込みあり |
| | 公共下水道 なし |
| | 都市ガス なし |
| 使 用 状 況 等 | ・所有者の親族が耕作しています。 |
| 特 記 事 項 | ・ <u>入札に際しては、太田市農業委員会等が発行する「公売農地の買受適格証明書」の提出が必要です。</u> また、所有権移転に際しては、農地法で規定する許可が必要です。 ・太田市農業委員会への「公売農地の買受適格証明願」の申請期間は以下のとおりです。 申請期間:毎月1~10日(休祝日の場合は翌開庁日) 詳しくは太田市農業委員会(新田庁舎1階)にお問い合わせください。 ・農地転用の申請・許可についても、太田市農業委員会へお問い合わせください。 ・小作人及び利用権の設定はありません。 ・農地区分は第2種農地です。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地(名称:業平塚古墳群)に指定されており、建築工事等の際は、文化財保護法による届出及び調査が必要となりますので、太田市教育委員会文化財課と事前に協議を行ってください。 ・土壤汚染に関する専門的調査は行っていません。 ・現地における地上からの観察調査等からは地下埋設物の残存の可能性は低いと判断されますが、専門的調査は行っていません。 |
| | 1 公売財産の面積は、公簿上によるものです。 2 境界は、隣接地所有者と協議してください。 3 市は不動産登記上の権利移転のみを行います。公売財産の引渡しの義務は負いません。 <u>物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等については、すべて買受人の責任で行ってください。</u> 4 市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 5 公売財産の内覧会・下見会等は実施しません。入札者がご自身で公売財産の現地確認を行ってください。 6 太田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等は、公売へ参加することができません。 |
| 注 意 事 項 | ・非課税財産 |
| 問 い 合 わ せ 先 | 太田市役所 収納課 特別滞納整理係 電話 0276-47-1935 |

売却区分番号

太田7-6

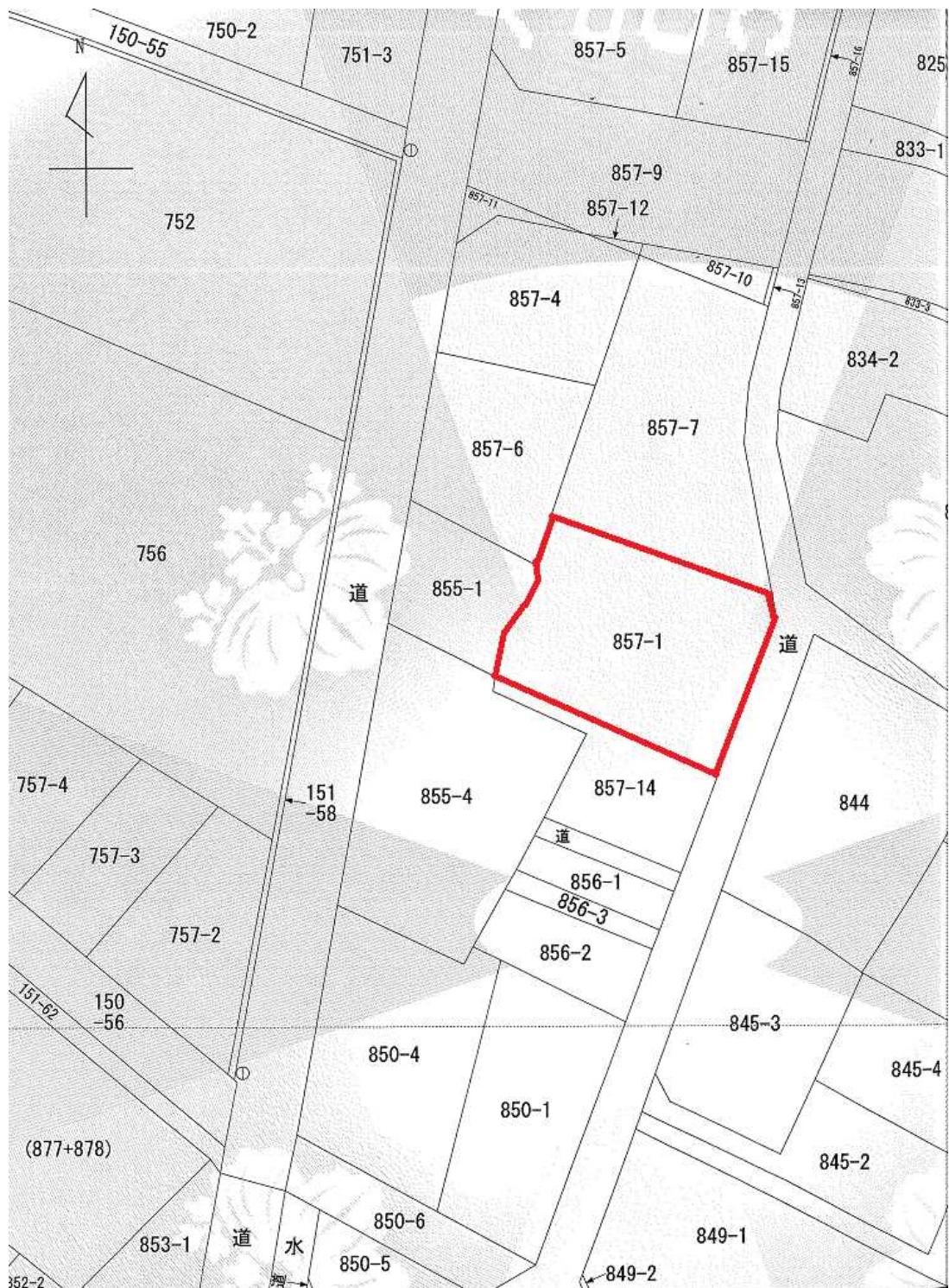
所在図



売却区分番号

太田7-6

見取図



※見取図は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。
あくまで、イメージするための参考としてお考えください。

売却区分番号

太田7-6

写 真

①全景(南から撮影)



②全景(東から撮影)

